

株 主 各 位

東京都墨田区両国一丁目7番2号  
**株式会社カーチスホールディングス**  
取締役兼代表執行役社長 富田 圭潤

## 第27回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第27回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成26年6月26日（木曜日）午後6時までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 平成26年6月27日（金曜日）午前10時30分  
2. 場 所 東京都江戸川区北小岩一丁目17番1号  
小岩アーバンプラザ ホール

### 3. 会議の目的事項

#### 報 告 事 項

1. 第27期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人および監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第27期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

#### 決 議 事 項

##### 第1号議案

資本金の額および資本準備金の額の減少並びに剰余金処分の件

##### 第2号議案

株式併合の件

##### 第3号議案

定款一部変更の件（1）

##### 第4号議案

定款一部変更の件（2）

##### 第5号議案

取締役10名選任の件

##### 第6号議案

会計監査人選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、代理人による出席の場合は、代理権を証明する書面を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください。なお、代理人の資格は、当社の議決権を有する他の株主様1名に限ることとさせていただきます。

株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正すべき事項が生じた場合は、郵送またはインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.carchs-hd.com/>）に掲載する方法によりお知らせいたします。

(添付書類)

# 事業報告

(自 平成25年4月1日)  
(至 平成26年3月31日)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日）におけるわが国の経済は、震災からの復興の加速化とデフレからの脱却を図るため、政府が経済対策や金融施策に取り組む中、企業収益や雇用情勢が回復基調を見せてきており、緩やかに回復をしております。一方で、米国の金融緩和縮小やユーロ圏の政府債務問題による経済の減退のほか、消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動が予想されるなど、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

当社グループが属する自動車業界において、国内における新車の登録台数は、上半期はエコカー補助金制度終了による反動減が影響していましたが、徐々に回復していき、下半期からは、消費税率引上げ前の駆け込み需要により前期と同水準で推移しました。中古車市場においても、消費税率引上げを控え買替需要が喚起されたことに伴い、前期と比べ取引件数並びに取引相場は好調に推移しました。

このような環境の中で、当社グループは、平成25年8月に新CI（コーポレート・アイデンティティ）を制定し、新たなブランドコンセプトを基軸として、新テレビCMの制作・投入等のメディア展開、新コンセプト店舗の戦略的な出店等の事業展開を鋭意推進いたしました。また、運営面においては、利益率重視の事業方針を継続すると共に、店舗間のリレーションの強化及び社員教育の徹底等の施策を推進した結果、取引台数が増加し、売上高・売上総利益の増加につながりました。また販売管理費においては、コスト削減の徹底を図った結果、前期を大きく上回る営業利益を計上することができました。

以上の結果、売上高は34,071百万円（前期比12.7%増）、売上総利益は7,101百万円（前期比5.5%増）、営業利益は1,396百万円（前期比45.9%増）、経常利益は1,420百万円（前期比47.1%増）、当期純利益は1,268百万円（前期比43.8%増）となりました。

## (2) 部門別売上高

部 門 別		売上高（千円）	構 成 率
商 品	中 古 自 動 車	31,412,479	92.2%
	そ の 他	2,651,403	7.7%
計		34,063,883	99.9%
そ の 他		7,610	0.0%
合 計		34,071,493	100.0%

(3) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況  
該当事項はありません。

## (4) 対処すべき課題

当社グループは、さらなる成長を実現するため、次の課題に重点的に取り組んでまいります。

### ①人員確保による収益力の向上

当社グループの主要部門である中古車買取・販売事業の収益強化に貢献し、顧客満足の向上を図るための営業社員を確保してまいります。また、管理職のマネジメント能力の向上にも努め、当社グループ全体の事業展開および管理体制の強化を推進しうる人材を育成し、収益力を強化してまいります。

### ②コーポレート・ガバナンス体制の強化

当社は、経年の課題であったコーポレート・ガバナンスを強化することを目的として、経営監督機能と業務執行機能を分離させ、経営の透明性および機動性の向上を図るため、社外取締役で構成する報酬・指名・監査の各委員会を取締役に設置する委員会設置会社としております。また、コンプライアンス部および内部監査部にて、当社グループ全体における各社の意思決定から店舗のオペレーションに至るまで、各種法令・規程等の遵守状況について監査・指導を実施しております。コンプライアンス部および内部監査部という社内機関と社外取締役のみで構成する監査委員会が連動することによって、引き続きより高いレベルでのコーポレート・ガバナンスが実現できる体制を構築してまいります。

(5) 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は、合計128,095千円であり、重要な設備投資の状況は次のとおりであります。

店舗出店に伴う建物工事および備品購入	70,891千円
店舗出店に伴うポール看板等工事	25,866千円
システム改修費用	16,349千円

(6) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(7) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(8) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	第 24 期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	第 25 期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	第 26 期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	第 27 期 (当連結会計年度) (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
売 上 高 (千円)	34,207,484	34,522,929	30,245,138	34,071,493
当 期 純 利 益 (千円)	634,260	2,737,068	881,737	1,268,064
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	2円69銭	11円60銭	3円74銭	5円37銭
純 資 産 (千円)	2,042,585	4,765,262	5,643,954	6,941,604
総 資 産 (千円)	6,318,303	7,059,882	7,707,561	8,843,626

## ② 会社の財産および損益の状況の推移

区 分	第 24 期 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月 31日)	第 25 期 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月 31日)	第 26 期 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月 31日)	第 27 期 (当期) (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月 31日)
売 上 高 (千円)	424,406	320,000	616,554	664,936
当期純利益(△損失) (千円)	△531,486	1,923,258	241,750	484,685
1 株 当 たり 当期純利益(△損失)	△2円25銭	8円15銭	1円02銭	2円05銭
純 資 産 (千円)	767,759	2,691,017	2,930,555	3,444,617
総 資 産 (千円)	2,764,891	2,821,378	3,130,762	3,586,700

(注) 1株当たり当期純利益(△損失)は期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

## (9) 重要な親会社および子会社の状況

### ① 親会社との状況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	決 算 日	主要な事業内容
株式会社カーチス	100,000 千円	100 %	3月31日	自動車関連事業
株式会社カーチス コールセンター	60,600 千円	100 %	3月31日	コールセンター事業
株式会社タカトク	93,400 千円	95 %	12月31日	自動車関連事業

(10) 主要な事業内容(平成26年3月31日現在)

自動車関連事業…中古車の買取・販売および新車の販売等  
連結子会社の数

連結子会社の数 3社

株式会社カーチス、株式会社カーチスコールセンター、株式会社タカトク

(11) 主要な営業所(平成26年3月31日現在)

① 当社

本社：東京都墨田区両国一丁目7番2号

② 主要な子会社

株式会社カーチス

本 社	東京都台東区蔵前一丁目5番1号
買 取 拠 点	カーチス札幌清田 (北海道札幌市) カーチス仙台 (宮城県仙台市) カーチスさいたま西 (埼玉県さいたま市) カーチス名古屋北 (愛知県名古屋市) カーチス大阪平野 (大阪府大阪市) カーチス神戸西 (兵庫県神戸市) カーチス福岡 (福岡県福岡市) 他48店舗
販 売 拠 点	カーチス仙台 (宮城県仙台市) カーチス水戸 (茨城県東茨城郡) カーチス千葉 (千葉県千葉市) カーチス枚方 (大阪府枚方市) カーチス南港 (大阪府大阪市)

(12) 従業員の状況(平成26年3月31日現在)

区 分	従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
男 性	465 名	14名減	33.9 歳	6.2 年
女 性	35 名	5名減	34.1 歳	9.1 年
合計又は平均	500 名	19名減	33.9 歳	6.4 年

(注) 従業員数は就業人員数(当社グループからグループ外部への出向者を除く)であります。

(13) 主要な借入先(平成26年3月31日現在)

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項(平成26年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 492,932,364株  
 (2) 発行済株式の総数 236,177,091株 (自己株式 61,554株を含む)  
 (3) 株主数 12,563名  
 (4) 大株主(上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
KABホールディングス合同会社	73,940 千株	31.30 %
BUTTERFIELD TRUST (BERMUDA) LIMITED AS TRUSTEE OF NDC RISK HEDGE FUND	42,764	18.11
日本証券金融株式会社	15,163	6.42
株式会社ウェブクルー	13,460	5.70
鈴木 政市	5,271	2.23
BUTTERFIELD TRUST (BERMUDA) LIMITED	4,000	1.69
株式会社L.S.M	3,600	1.52
エイチエスパートナーズ株式会社	3,506	1.48
株式会社サンライズ工業	3,500	1.48
吉原 譲治	3,314	1.40

(注) 持株比率は、自己株式(61,554株)を控除して計算しております。

### (5) その他株式に関する重要な事項

自己株式の取得、処分等および保有

- ① 取得株式  
該当事項はありません。
- ② 処分株式  
該当事項はありません。
- ③ 決算期末における保有株式  
普通株式 61,554株

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項(平成26年3月31日現在)

#### その他新株予約権等の状況

平成25年8月21日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権

新株予約権の総数	109,070個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 10,907,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり4,900円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1個につき 45円
新株予約権の行使期間	平成25年10月8日から 平成35年9月4日まで
新株予約権の行使の条件	(注)

(注)

①割当日から平成30年9月4日までの間に、下記(ア)(イ)の条件に抵触しない限り、新株予約権者は自由に権利を行使する事が出来る。また、平成30年9月5日から行使期間の終期までの期間については、新株予約権者の意思での権利行使は出来ないものとする。但し、下記(ア)(イ)のいずれかの条件に抵触した場合、抵触した条件が優先され、抵触しなかった条件は消滅するものとする。

(ア)割当日から平成30年9月4日までの間で、東京証券取引所本則市場における当社株式の普通取引の終値が一度でも80円を上回る事。

上記条件に抵触した場合、新株予約権者は残存する全ての新株予約権について、その全てを行使価額にて行使しなければならない。

(イ)平成26年3月5日以降から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間で、東京証券取引所本則市場における当社株式の普通取引の終値が一度でも30円を下回る事。上記条件に抵触した場合、当該時点以降、当社は残存する全ての新株予約権を30円で行使させる事が出来る。但し、当社が行使を指示する事が出来るのは、当該時点以降、行使期間の終期までの場合において、東京証券取引所本則市場における当社株式の普通取引の終値が30円を下回っている場合に限る。

②下記(a)～(d)に掲げる場合に該当するときには、前記(ア)(イ)の場合であっても、新株予約権者はその義務を免れる。

(a)当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合

(b)当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合

(c)当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合

(d)その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

③新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑤各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。



#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役および執行役の氏名等(平成26年3月31日現在)

###### ① 取締役

	氏名	担当	重要な兼職の状況
取締役	加畑 雅之	—	K A B ホールディングス合同会社代表社員 株式会社レダ取締役会長 株式会社創広取締役会長
取締役	富田 圭潤	—	株式会社カーチスコールセンター代表取締役社長
取締役	森本 貴史	—	株式会社カーチス代表取締役社長
取締役	西牟田 泰央	—	株式会社カーチス取締役 株式会社カーチスコールセンター取締役 株式会社タカトク取締役
取締役	浜田 卓二郎	指 名 委 員 報 酬 委 員 監 査 委 員	弁護士法人浜田卓二郎事務所代表社員
取締役	内田 輝紀	指 名 委 員 報 酬 委 員 監 査 委 員	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 弁護士
取締役	千葉 昭雄	指 名 委 員 報 酬 委 員 監 査 委 員	曙総合法律事務所代表弁護士
取締役	生駒 雅	指 名 委 員 報 酬 委 員 監 査 委 員	有限会社エス・ピー・シー・コンサルティング取締役

- (注1) 取締役浜田卓二郎、内田輝紀、千葉昭雄、生駒雅の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- (注2) 当事業年度中の取締役の異動、就任は次にとおりであります。  
平成25年6月27日開催の定時株主総会において、取締役全員が任期満了につき退任し、加畑雅之、富田圭潤、森本貴史、西牟田泰央、浜田卓二郎、内田輝紀、千葉昭雄、生駒雅、中野雅治の各氏が取締役に就任されております。
- (注3) 当社は、東京証券取引所に対して、取締役生駒雅氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
- (注4) 当事業年度中に退任・辞任した取締役は次のとおりであります。

退任・辞任時の会社における地位	氏名	退任・辞任時の担当および重要な兼職の状況	退任・辞任年月日
取締役	中野 雅治	—	平成25年 8月31日辞任

## ② 執行役

	氏名	担当および重要な兼職の状況
執行役会長	加 畑 雅 之	当社グループ全体の統轄
代表執行役社長	富 田 圭 潤	経理本部長 株式会社カーチススクールセンター代表取締役社長
執行役	森 本 貴 史	事業本部副本部長 株式会社カーチス代表取締役社長
執行役	西牟田 泰 央	事業本部長、株式会社カーチス取締役、株式会社カーチススクールセンター取締役 株式会社タカトク取締役
執行役	高 田 知 行	経営企画部長 株式会社カーチス取締役、株式会社カーチススクールセンター取締役 株式会社タカトク取締役
執行役	塩 田 正 宣	総務部長、株式会社カーチス監査役、株式会社カーチススクールセンター監査役

(注) 当事業年度中に退任・辞任した執行役は次のとおりであります。

退任・辞任時の会社における地位	氏名	退任・辞任時の担当および重要な兼職の状況	退任・辞任年月日
執行役	中 野 雅 治	経理本部長	平成25年 6月27日退任

## (2) 取締役および執行役の報酬等の額

区 分	支給員数	支給金額
取締役 (うち社外取締役)	9名 (4名)	64,130千円 (9,600千円)
執行役	2名	7,464千円
合計 (うち社外役員)	11名 (4名)	71,594千円 (9,600千円)

(注1) 期末日現在の取締役は8名(うち社外取締役は4名)、執行役は6名であります。

(注2) 期末日現在の取締役兼執行役は4名、取締役を兼務しない執行役は2名であります。

## (3) 取締役および執行役の報酬等の額の決定に関する方針

### ① 方針の決定方法

当社は、会社法第409条第1項に基づき、報酬委員会が取締役および執行役の個人別の報酬の内容に係る決定に関する方針を定めております。

### ② 方針の概要

1. 取締役は、主な職務が当社グループ全体の重要な意思決定および業務執行の監督であることから、優秀かつ幅広い見識のある人材を確保する為の報酬体系とすることを基本方針としております。なお、取締役の報酬の構成は、基本報酬、およびストックオプションとし、その水準と構成比については、基本方針に則り設定いたします。

2. 執行役は、当社グループ全体の業務執行を担うことから、会社業績の向上を図るため優秀な人材を確保するとともに、業績や株価との連動を重視した報酬体系とすることを基本方針としております。なお、執行役の報酬の構成は、基本報酬、賞与(業績連動型)、およびストックオプションとし、その水準と構成比については、基本方針に則り設定いたします。
3. 執行役が使用人を兼ねているときは、使用人部分を含めた報酬等の総額を決定するものとし、取締役を兼任する執行役は、使用人部分への報酬等の振分けはできないものとしております。
4. 個人別の報酬等の内容の決定については、公平性・妥当性を考慮し、適正な報酬等を定めるものとしております。
5. 個人別の報酬等の内容の決定は、以下の事項等を勘案した上で、合理的な範囲内で報酬等を定めるものとしております。

<就任時>

- ・ 当社の前事業年度又は直近の業績および財務状況
- ・ 当社の属する業界全体の業績・景況感
- ・ 当社経営陣に対する報酬等の支給実績
- ・ 対象者の能力・知識・スキル・経験および執行役の場合は委任される職責

<変更時>

- ・ 対象者の報酬等を従前より増額又は減額する場合においては、その理由および根拠を明確にした上で、合理的範囲内で報酬等の内容を決定するものとしております。

#### (4) 社外役員に関する事項

##### ① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

地 位	氏 名	兼職先法人名	兼職の内容	兼職先と当社との関係
取締役	浜 田 卓二郎	弁護士法人浜田卓二郎事務所	代表社員	当社と弁護士法人浜田卓二郎事務所との間に重要な取引その他の関係はありません
	内 田 輝 紀	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業	弁護士	当社と渥美坂井法律事務所・外国法共同事業との間に重要な取引その他の関係はありません
	千 葉 昭 雄	曙綜合法律事務所	代表弁護士	当社と曙綜合法律事務所との間に重要な取引その他の関係はありません
	生 駒 雅	有限会社エス・ビー・シー・コンサルティング	取締役	当社と有限会社エス・ビー・シー・コンサルティングとの間に重要な取引その他の関係はありません

##### ② 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	取締役会出席状況	監査委員会出席状況	主な活動状況
取締役 監査委員	浜 田 卓二郎	18回中18回	13回中13回	元国会議員および弁護士としての豊富な経験と高い見識から適宜発言を行っております
	千 葉 昭 雄	18回中17回	13回中12回	弁護士としての企業法務に関する豊富な経験と卓越した見識から適宜発言を行っております
	生 駒 雅	18回中18回	13回中13回	金融業界における豊富な経験に加え、企業経営の豊富な経験と幅広い見識から適宜発言を行っております
取締役	内 田 輝 紀	18回中18回	-	金融・証券における行政経験および弁護士としての高度な専門知識と高い見識から適宜発言を行っております

(注) 書面決議による取締役会の回数は除いております。

##### ③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役浜田卓二郎、内田輝紀、千葉昭雄、生駒雅の各氏は、当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております。その概要は、社外取締役の損害賠償責任の限度額を、会社法第425条第1項第1号および第2号に定める金額の合計額とするものです。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

清和監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

#### ① 公認会計士法第2条第1項の業務にかかる報酬等の額

22,050千円

#### ② 当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計

22,050千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額は合算額で記載しております。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査委員会は、会計監査人につき会社法第340条第1項に定める解任事由に該当すると判断した場合には、会計監査人の解任又は不再任を検討いたします。

## 6. 会社の体制および方針

### (1) 執行役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、コンプライアンスを経営の基盤として、健全で継続的な成長を目指し、社会および株主各位、また、お客様の信頼に応えるために取締役会、報酬委員会・指名委員会・監査委員会並びに執行役が順法性・適正性を重視した経営体制を構築します。また、ディスクロージャーについても、迅速かつ充実した開示に努めます。
- ② 執行役の職務執行が法令・定款等を遵守して行われているかの適法性監査は、監査委員会規程および監査計画に基づき監査委員会が実施します。
- ③ 取締役会は、執行役の業務執行状況が、法令・定款、社内規程等を遵守しているかを監督しています。

### (2) 執行役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

執行役の職務執行に係る情報については、法令および文書管理規程に基づき作成・保存します。この情報は、文書管理規程の定めにより取締役、監査委員会、会計監査人等が閲覧、謄写可能な状態で保存し、その管理は総務部が行います。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、法令遵守・企業倫理等を担当する部署としてコンプライアンス部を設置し、当該事項の管理・監督・指導を行います。  
なお、法令および社内規程に違反する事実が発生した場合、コンプライアンス基本規程により設置されたコンプライアンス委員会が調査し、その内容を取締役会および監査委員会に報告する体制を整えています。
- ② 当社の経営に重大な影響を与えるリスクが発生した場合に備え、事前に必要な対応方法を社内規程により整備し、発生したリスクによる損失を最小限にとどめるために必要な対応を行います。また、リスク管理を統括する組織としてリスク管理委員会を設置いたしました。

#### (4) 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、毎月開催される定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営戦略、営業戦略等の経営上の重要事項に関して、迅速かつ合理的に意思決定を行い、執行役による業務執行が効率的に行われることを確保するとともに、業務執行状況を監督します。
- ② 取締役会は、業務執行について、その権限を執行役に適切な範囲で委任し、執行役が当該業務執行の責任を有しています。また、取締役会とは別に執行役会を開催し、絞り込まれたテーマについて時間をかけて議論を行います。
- ③ 事業運営については、経営環境の変化を踏まえて中期事業計画を策定し、その実行計画として年度予算、各部署の行動目標を策定し、実行しています。

#### (5) 財務報告の適正性を確保するための体制

当社および当社グループ各社は、金融商品取引法の定めに従い、「内部統制基本方針」を定め、全社レベル並びに業務プロセスレベルの統制活動を強化し、適正かつ有効な評価ができるよう内部統制システムの構築および適切な運用に努め、財務報告の適正性を確保いたします。なお、その体制の構築にあたっては、外部の専門家のアドバイスを得て、内部監査部を中心に全社体制で取り組んでいます。

#### (6) 使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、使用人に倫理並びに法令および定款等諸規則の遵守を徹底するため、コンプライアンス基本規程を制定・施行するとともに、使用人が倫理または法令等に違反する行為を発見した場合の報告制度として、内部通報制度を整備しております。これにより、倫理または法令等に違反する行為の早期発見・是正を図っています。
- ② コンプライアンス基本規程に従い、担当部署にコンプライアンス責任者その他必要な人員配置を行います。また、コンプライアンス・マニュアルを制定し、使用人に対する適切な研修体制を通じてコンプライアンス意識の維持・向上を図ります。

#### (7) 当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 社内規程に従い、子会社管理は経営企画部が行うものとし、その総括の下、各部門がそれぞれ担当する子会社の管理を行います。
- ② 子会社の取締役または監査役を当社から派遣し、取締役は子会社の職務執行を監視・監督し、監査役は子会社の業務執行状況を監査します。

**(8) 監査委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項**

- ① 監査委員会の職務を補助する使用人を配置し、その使用人は監査委員会の指示に基づき、職務を行うこととします。
- ② 監査委員会の職務を補助する使用人に関する人事考課、懲戒処分等に関する事項は、事前に監査委員会の同意を得るものとします。

**(9) 監査委員会の職務を補助すべき取締役および使用人の執行役からの独立性に関する事項**

監査委員会の職務を補助するために事務局を置き、その独立性を確保するために事務局に属する使用人の人事に関して、監査委員会は、執行役と意見交換を行います。

**(10) 執行役および使用人が監査委員会に報告するための体制その他の監査委員会への報告に関する体制**

執行役および使用人は、監査委員会からの求めに応じ、業務執行状況を報告します。また、執行役は、会社に対し著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査委員会に報告します。

**(11) その他監査委員会の監査が実効的に行われていることを確保するための体制**

- ① 監査委員会は、毎月1回開催するものとし、代表執行役と監査上の重要事項について意見交換を行います。
- ② 監査委員会は、内部監査部と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて内部監査部に調査を求めます。
- ③ 監査委員会は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見交換および情報交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求めます。



## (12) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況等

当社は、反社会的勢力への対抗策として、「反社会的勢力対策規程」において「基本方針」を定め、秩序や企業の健全な活動に脅威を与える「反社会的勢力との関係を一切持たず、いかなる場合においても反社会的勢力に対し、金銭その他経済的利益を供与しない。」ことを明示しており、断固たる態度で反社会的勢力との関係を遮断・排除することとしています。

反社会的勢力の対応につきましては、総務部長が不当要求防止責任者としてその責務を負い、実質的な運用および対応は総務部が対応統括部署となり、社内関係部門および管轄警察署等との協力体制を整備し、有事に備えています。

また、取締役、執行役および使用人は、反社会的勢力に対して常に注意を払うとともに、何らかの関係を有してしまったときは、総務部を中心に、顧問弁護士、管轄警察署等と連携し対応する体制を確立します。なお、全国の営業拠点においても、同様に対応することを徹底しています。

# 連結貸借対照表

(平成26年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>【流動資産】</b>	7,768,847	<b>【流動負債】</b>	1,678,577
現金及び預金	4,118,252	買掛金	586,492
受取手形及び売掛金	816,087	未払金	322,875
商品	2,399,474	未払法人税等	132,062
貯蔵品	1,529	閉鎖店舗引当金	166,879
繰延税金資産	305,697	製品保証引当金	24,367
その他	128,349	その他	445,899
貸倒引当金	△541	<b>【固定負債】</b>	223,444
<b>【固定資産】</b>	1,074,778	預り保証金	1,400
<b>【有形固定資産】</b>	383,993	繰延税金負債	29,039
建物及び構築物	332,589	資産除去債務	178,810
その他	51,403	その他	14,193
<b>【無形固定資産】</b>	44,819	<b>負債合計</b>	1,902,021
その他	44,819	<b>純資産の部</b>	
<b>【投資その他の資産】</b>	645,966	<b>【株主資本】</b>	6,923,788
投資有価証券	81,928	<b>【資本金】</b>	14,452,502
破産更生債権等	7,837	<b>【資本剰余金】</b>	7,560,400
差入敷金保証金	557,197	<b>【利益剰余金】</b>	△15,085,361
その他	6,840	<b>【自己株式】</b>	△3,753
貸倒引当金	△7,837	<b>【その他包括利益累計額】</b>	12,946
<b>資産合計</b>	8,843,626	その他有価証券評価差額金	12,946
		<b>【新株予約権】</b>	4,822
		<b>【少数株主持分】</b>	47
		<b>純資産合計</b>	6,941,604
		<b>負債・純資産合計</b>	8,843,626

# 連 結 損 益 計 算 書

(自 平成25年 4月 1日  
至 平成26年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		34,071,493
売 上 原 価		26,969,531
売 上 総 利 益		7,101,962
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		5,704,984
営 業 利 益		1,396,977
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	8,380	
受 取 配 当 金	2,568	
受 取 手 数 料	3,872	
受 取 保 証 料	3,879	
協 賛 金 収 入	3,164	
雑 収 入	8,891	30,756
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	299	
支 払 保 証 料	4,825	
修 理 費	1,712	
雑 損 失	798	7,636
経 常 利 益		1,420,098
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 売 却 損	2,579	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	444	
減 損 損 失	29,378	32,401
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,387,696
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	191,333	
法 人 税 等 調 整 額	△71,911	119,422
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益		1,268,274
少 数 株 主 利 益		209
当 期 純 利 益		1,268,064

## 連結株主資本等変動計算書

(自 平成25年4月1日  
至 平成26年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	14,447,805	7,555,702	△16,353,425	△3,753	5,646,328
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	4,697	4,697			9,395
当 期 純 利 益			1,268,064		1,268,064
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	4,697	4,697	1,268,064	-	1,277,459
当 期 末 残 高	14,452,502	7,560,400	△15,085,361	△3,753	6,923,788

(単位：千円)

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		新株予約権	少 主 数 持 株 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			
当 期 首 残 高	△2,212	△2,212	-	△162	5,643,954
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)					9,395
当 期 純 利 益					1,268,064
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	15,158	15,158	4,822	209	20,190
当 期 変 動 額 合 計	15,158	15,158	4,822	209	1,297,650
当 期 末 残 高	12,946	12,946	4,822	47	6,941,604

## 連結注記表

### I. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

### II. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 3社

連結子会社の名称

株式会社カーチス、株式会社カーチスコールセンター、株式会社タカトク

#### 2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、株式会社タカトク(12月31日)を除きましては、連結決算日と一致しております。なお、株式会社タカトクについては、当該事業年度にかかる計算書類を基礎として連結決算を行っております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

#### 3. 会計処理基準に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準および評価方法

###### ① 商品

通常の販売目的で保有するたな卸資産

個別法による原価法(連結貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっております。

###### ② 有価証券

その他有価証券 時価のあるもの…期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの…移動平均法による原価法

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却方法

###### ① 有形固定資産

定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、定額法を採用しております。また、定期借地権契約による借地上の構築物等については、耐用年数を定期借地権の残存期間、残存価額を零とした定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 2年～50年

###### ② 無形固定資産

定額法によっております。ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

###### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

###### ④ 長期前払費用

定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

a. 一般債権

貸倒実績率によっております。

b. 貸倒懸念債権および破産更生債権

個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 閉鎖店舗引当金

店舗閉鎖に伴う費用損失に備えるため、今後の発生見込額を計上しております。

③ 製品保証引当金

保証期間内の製品保証費用の発生に備えるため、過去の実績に基づき計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

消費税等の会計処理・・・税抜方式によっております。

連結納税制度・・・・・・・・・・連結納税制度を適用しております。

III. 連結貸借対照表の注記

1. 担保に供している資産

現金及び預金

5,003千円

2. 資産から直接控除した減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額

760,960千円

IV. 連結損益計算書の注記

たな卸評価損

商品に係るたな卸評価損9,604千円は、売上原価に含めております。

V. 連結株主資本等変動計算書の注記

当連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1. 発行済株式の種類および総数並びに自己株式の種類および株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株 式 数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株 式 数(株)
発行済株式数				
普通株式	235,987,091	190,000	—	236,177,091
合計	235,987,091	190,000	—	236,177,091
自己株式				
普通株式	61,554	—	—	61,554
合計	61,554	—	—	61,554

増加株式数については、新株予約権の権利行使によるものであります。

2. 当連結会計年度の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式

10,717,000株

## VI. 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、運営に必要な資金を通常の営業キャッシュ・フローから調達することを基本としております。一時的な余資は主に短期的な預金などで運用し、設備投資などで一時的に多額の資金が必要な場合は、その時点での経営環境によって市場あるいは銀行借入により調達を行うこともあります。デリバティブ、投機的な取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である受取手形および売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金および未払金は、ほとんどが3ヵ月以内の支払期日であります。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権について、各事業部門における営業管理部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手先ごとに期日および残高を管理するとともに、財務状態等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。当期の決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表されております。

##### ② 市場リスク（為替・金利等の変動リスク）の管理

当社は投資有価証券について、非上場株式については定期的に発行体企業（取引先企業）の財務状況等を把握しております。又、上場株式については市場の株価等を把握しております。

##### ③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき、財務経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を連結売上高の1ヵ月分相当に維持することを念頭に、流動性リスクを管理しております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定において、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成26年3月31日現在（当社の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

（単位：千円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	4,118,252	4,118,252	-
(2) 受取手形及び売掛金	816,087	816,087	-
(3) 投資有価証券	61,752	61,752	-
その他有価証券	61,752	61,752	-
(4) 破産更生債権等	7,837	7,837	-
貸倒引当金(※)	△7,837	△7,837	-
	0	0	-
(5) 差入敷金保証金	557,197	548,150	9,046
資産計	5,553,289	5,544,242	9,046
(1) 買掛金	586,492	586,492	-
(2) 未払金	322,875	322,875	-
(3) 未払法人税等	132,062	132,062	-
負債計	1,041,430	1,041,430	-

(※) 破産更生債権等に対し、個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券およびデリバティブに関する事項  
資 産

(1) 現金及び預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

受取手形及び売掛金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4) 破産更生債権等

破産更生債権等については、担保の処分見込額および保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

(5) 差入敷金保証金

これらは主として店舗の賃貸先に差入れているものであり、その運営が長期の展開となるため返還を受ける時期は長期間経過後になります。これらの時価については、回収見込額を安全性の高い利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 買掛金および(2) 未払金、並びに(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	20,176

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もるには多大なコストを要すると見込まれております。したがって、時価を把握することが困難であると認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金融債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年内	1年超 5年内	5年超 10年内	10年超
現金及び預金	4,118,252	—	—	—
受取手形及び売掛金	816,087	—	—	—
差入敷金保証金	321,161	157,191	28,844	50,000
合計	5,255,501	157,191	28,844	50,000



VII. 1株当たり情報の注記	
1株当たり純資産額	29円38銭
1株当たり当期純利益	5円37銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	5円35銭

VIII. 重要な後発事象の注記  
該当事項はありません。

IX. その他の注記

1. 減損会計に関する注記

(1) 減損損失を認識した資産グループの概要

(単位：千円)

用途	所在地	種類	減損損失
店舗等	大阪府貝塚市 埼玉県三郷市 北海道釧路市 他	建物及び構築物 器具備品 他	29,378

(2) 減損損失を認識した資産グループの概要

減損損失を認識した資産は、収益性および評価額が帳簿価額に比べて著しく低下したことにより、減損の兆候が認められましたので、帳簿価額を回収可能額まで減額しております。

(3) 減損損失の主な固定資産の種類ごとの金額

建物及び構築物	25,818千円
器具備品	2,592千円
長期前払費用	966千円

(4) 資産グルーピングの方法

当社グループは、内部管理上の事業所等を単位として資産のグルーピングを行っております。ただし、賃貸不動産に関する資産および遊休資産については個別にグルーピングを行い、当社の本社管理部門に関する資産等は共用資産としており、より大きなグルーピングで評価しております。

(5) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は使用価値および正味売却価額を用いており、使用価値算定においては将来キャッシュ・フローを5%で割引いて算定しており、正味売却価額の算定に当たっては主に不動産鑑定額を使用しております。

## 2. 資産除去債務に関する注記

### (1) 資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

#### ① 当該資産除去債務の概要

店舗の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

#### ② 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を5～20年と見積り、0.15%～2.11%の割引率を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

#### ③ 当連結会計年度における当該資産除去債務の増減額

期首残高	144,753千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	34,685千円
時の経過による調整額	1,283千円
資産除去債務の履行による減少額	1,912千円
期末残高	<u>178,810千円</u>

### (2) 資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上していないもの

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(平成26年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>【流動資産】</b>	1,819,852	<b>【流動負債】</b>	120,913
現金及び預金	1,174,347	未払金	10,868
売掛金	60,066	未払費用	23,806
未収入金	328,928	前受金	9,146
前払費用	18,107	預り金	10,960
繰延税金資産	236,111	未払法人税等	56,475
その他	2,291	その他	9,657
<b>【固定資産】</b>	1,766,847	<b>【固定負債】</b>	21,168
<b>【有形固定資産】</b>	16,793	資産除去債務	14,000
建物	13,632	長期繰延税金負債	7,168
工具、器具及び備品	3,160	<b>負債合計</b>	142,082
<b>【無形固定資産】</b>	16,586	<b>純資産の部</b>	
ソフトウェア	6,086	<b>【株主資本】</b>	3,426,848
その他	10,500	<b>【資本金】</b>	14,452,502
<b>【投資その他の資産】</b>	1,733,467	<b>【資本剰余金】</b>	7,560,400
投資有価証券	61,752	資本準備金	3,616,649
関係会社株式	1,647,502	その他資本剰余金	3,943,751
差入敷金保証金	24,212	<b>【利益剰余金】</b>	△18,582,301
<b>資産合計</b>	3,586,700	その他利益剰余金	△18,582,301
		別途積立金	644,669
		繰越利益剰余金	△19,226,970
		<b>【自己株式】</b>	△3,753
		<b>【評価・換算差額等】</b>	12,946
		その他有価証券評価差額金	12,946
		<b>【新株予約権】</b>	4,822
		<b>純資産合計</b>	3,444,617
		<b>負債・純資産合計</b>	3,586,700

# 損 益 計 算 書

(自 平成25年 4月 1日)  
(至 平成26年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		664,936
売 上 原 価		-
売 上 総 利 益		664,936
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		455,453
営 業 利 益		209,483
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	3,987	
受 取 配 当 金	1,660	
受 取 手 数 料	67	
還 付 消 費 税 等	868	
雑 収 入	100	6,683
営 業 外 費 用		
雑 損 失	0	0
経 常 利 益		216,167
税 引 前 当 期 純 利 益		216,167
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	△205,177	
法 人 税 等 調 整 額	△63,341	△268,518
当 期 純 利 益		484,685

## 株主資本等変動計算書

(自 平成25年4月1日  
至 平成26年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計
当 期 首 残 高	14,447,805	3,611,951	3,943,751	7,555,702
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	4,697	4,697		4,697
当 期 純 利 益				
株 主 資 本 以 外 の 当 期 変 動 額				
当 期 変 動 額 合 計	4,697	4,697	-	4,697
当 期 末 残 高	14,452,502	3,616,649	3,943,751	7,560,400

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	利 益 剰 余 金			自己株式	株主資本 合 計
	そ の 他 利 益 剰 余 金				
	別途積立金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合 計		
当 期 首 残 高	644,669	△19,711,655	△19,066,986	△3,753	2,932,767
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)					9,395
当 期 純 利 益		484,685	484,685		484,685
株 主 資 本 以 外 の 当 期 変 動 額					
当 期 変 動 額 合 計	-	484,685	484,685	-	494,080
当 期 末 残 高	644,669	△19,226,970	△18,582,301	△3,753	3,426,848

(単位：千円)

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	△2,212	△2,212	—	2,930,555
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)				9,395
当 期 純 利 益				484,685
株 主 資 本 以 外 の 当 期 変 動 額	15,158	15,158	4,822	19,980
当 期 変 動 額 合 計	15,158	15,158	4,822	514,061
当 期 末 残 高	12,946	12,946	4,822	3,444,617

## 個別注記表

- I. 継続企業の前提に関する注記  
該当事項はありません。
- II. 重要な会計方針に係る事項に関する注記
1. 資産の評価基準および評価方法  
有価証券の評価基準および評価方法  
子会社株式・・・移動平均法による原価法  
その他有価証券 時価のあるもの・・・期末日の市場価格等に基づく時価法  
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)
2. 固定資産の減価償却の方法
- (1) 有形固定資産  
定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
- |           |        |
|-----------|--------|
| 建物        | 8年～15年 |
| 工具、器具及び備品 | 5年～6年  |
- (2) 無形固定資産  
ソフトウェア（自社利用分）について、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
3. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項  
消費税等の会計処理・・・税抜方式によっております。  
連結納税制度・・・・・・・・・・連結納税制度を適用しております。
- III. 貸借対照表に関する注記
- |                   |           |
|-------------------|-----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 28,720千円  |
| 2. 関係会社に対する金銭債権債務 |           |
| 短期金銭債権            | 390,632千円 |
| 短期金銭債務            | 10,619千円  |

IV. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高  
売上高

664,936千円

V. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類および株式数

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度期末 株式数(株)
普通株式	61,554	—	—	61,554
合計	61,554	—	—	61,554

VI. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(繰延税金資産)

貸付金	229,708千円
繰越欠損金	7,005,287千円
その他	4,989千円
繰延税金資産小計	7,239,985千円
評価性引当額	△7,003,874千円
繰延税金資産合計	236,111千円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額	7,168千円
繰延税金負債合計	7,168千円
繰延税金資産の純額	228,942千円



VII. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、リースにより使用している固定資産として端末機器およびその周辺機器があります。

VIII. 関連当事者との取引に関する注記  
子会社

属性	会社名	議決権等の所有（被所有）の割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
子会社	㈱カーチス	所有直接 100%	役員の兼任 4名	経営指導料の受取	631,240	売掛金	57,288
				費用立替	1,773,008	未収入金立替金	50,471 1,476
子会社	㈱カーチスコールセンター	所有直接 100%	役員の兼任 4名	経営指導料の受取	26,862	売掛金	2,165
				費用立替	50,182	未収入金立替金	982 267

上記金額のうち取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりません。

(注) 取引条件および取引条件の決定方針等

経営指導料は独立第三者間での取引と同様に一般的な取引条件にて行っております。

IX. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	14円57銭
1株当たり当期純利益	2円05銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	2円04銭

X. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

XI. その他の注記事項

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成26年 5月20日

株式会社カーチスホールディングス  
取締役会 御中

清和監査法人

指定社員 公認会計士 笥 悦生 ㊞  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 川田 増三 ㊞  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 市川 裕之 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社カーチスホールディングスの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社カーチスホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成26年 5 月20日

株式会社カーチスホールディングス  
取締役会 御中

清和監査法人

指 定 社 員 公認会計士 笥 悦生 ㊤  
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 川田 増三 ㊤  
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 市川 裕之 ㊤  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社カーチスホールディングスの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第27期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

### 監査報告書

当監査委員会は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第27期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容、ならびに当該決議に基づき整備されている内部統制システムの状況について取締役及び執行役、ならびに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明し、かつ、監査委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門等と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」

（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びそれらの附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）につき検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容、ならびに取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人清和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人清和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年5月21日

株式会社カーチスホールディングス  
代表執行役社長 富田圭潤 殿

株式会社カーチスホールディングス 監査委員会  
監査委員長 千葉 昭雄 ㊟  
監査委員 浜田 卓二郎 ㊟  
監査委員 生駒 雅 ㊟

(注) 監査委員長千葉昭雄及び監査委員浜田卓二郎、生駒雅は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 資本金の額および資本準備金の額の減少並びに剰余金処分の件

当社は、過年度において当期純損失を計上し、繰越利益剰余金の欠損額19,226,970,617円を計上するに至っております。

当社は、現在生じている繰越利益剰余金の欠損額を補填し財務体質の健全化を図るとともに、今後の資本政策の柔軟性および機動性を確保することを目的として、資本金の額および資本準備金の額の減少並びに剰余金処分を行うことといたしました。

具体的には、会社法第447条第1項および会社法第448条第1項に基づき、資本金の額および資本準備金の額を減少し、これらをその他資本剰余金に振り替えるとともに、会社法第452条に基づき、上記振り替えによる増加後のその他資本剰余金および利益剰余金を繰越利益剰余金に振り替え、欠損の填補に充当します。

また、本件の資本金および資本準備金の減少は貸借対照表の純資産の部における勘定科目間の振替処分であり、当社の純資産額に変動はございません。

#### 1. 資本金の額の減少の内容

##### (1) 減少する資本金の額

平成26年3月31日現在の資本金の額14,452,502,791円を11,752,502,791円減少して2,700,000,000円とし、減少する資本金の額の全額を、その他資本剰余金に振り替えたいと存じます。

##### (2) 資本金の額の減少が効力を生ずる日

平成26年8月5日

#### 2. 資本準備金の額の減少の内容

##### (1) 減少する資本準備金の額

平成26年3月31日現在の資本準備金の額3,616,649,010円を2,886,046,976円減少して、730,602,034円とし、減少する資本準備金の額の全額を、その他資本剰余金に振り替えたいと存じます。

##### (2) 資本準備金の額の減少が効力を生ずる日

平成26年8月5日



### 3. 剰余金処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、上記1および2の資本金および資本準備金の額の減少の効力発生を条件に、これによる増加後のその他資本剰余金18,582,301,353円および別途積立金644,669,264円を、繰越利益剰余金に振り替えて、欠損填補に充当いたしたいと存じます。

#### (1) 減少する剰余金の項目およびその額

その他資本剰余金 18,582,301,353円

別途積立金 644,669,264円

#### (2) 増加する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 19,226,970,617円

## 第2号議案 株式併合の件

### 1. 株式併合を必要とする理由

当社株式の投資単位は、数年来低水準で推移し、投資単位当たりの株価の変動率は高くなっており、投機的取引の対象となりやすい状態となっております。なお、東京証券取引所が望ましいとする投資単位は5万円～50万円となっております、当該投資単位と比較しても低い水準で推移しております。

今般、当社は、このような状況を改善し、投資単位並びに株価水準の適正化を図るために株式併合を行うことといたしました。この株式併合により、発行済株式総数も時価総額に対して適切な水準となるとともに、当社株式が株式市場において一層適正に評価されることが期待され、さらには株主管理コストの低減も可能となります。

以上の目的を達成するため、さらには将来的に柔軟且つ機動的な株主還元施策を実施する上で最適な発行済株式総数の観点等から総合的に勘案し、第3号議案「定款一部変更の件（1）」が承認可決することを条件として、10株につき1株の割合により株式併合を行うものであります。

### 2. 併合の割合

当社の普通株式の発行済株式総数について、10株を1株に併合いたしたいと存じます。

発行済株式総数 236,177,091株（平成26年3月31日現在）

併合による減少株式総数 212,559,382株

併合後の発行済株式総数 23,617,709株

※「併合による減少株式総数」及び「併合後の発行済株式総数」は、併合前の発行済株式総数及び併合の割合に基づき算出した理論値となります。

### 3. 株式の併合の効力発生日

平成26年10月1日

### 4. その他

その他必要な事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

なお、併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第235条に従い、売却を実施し、その代金を株主様に交付いたします。

### 第3号議案 定款一部変更の件（1）

#### 1. 提案の理由

- (1) 現行定款第6条が規定する発行可能株式総数を減少するための所要の変更を行うものであります。なお、本議案は第2号議案「株式併合の件」が承認可決されることを条件として提出するものいたします。
- (2) 上記(1)の変更の効力は、第2号議案の株式併合の効力発生をもって生ずるものとする旨の附則を設けるものであります。なお、本附則は、株式併合の効力発生日にこれを削除するものいたします。
- (3) 本総会第2号議案に係る株式併合の効力発生に伴い、今後、単元未満株式を保有する株主様の利便性を高めるため、第9条（単元未満株式の買増し）を新設し、現行定款第9条以下を1条ずつ繰り下げるものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>（発行可能株式数）</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>492,932,364株</u>とする。</p> <p>第7条～第8条（条文省略）</p> <p>（新設）</p> <p>第9条～第37条（条文省略）</p>	<p>（発行可能株式数）</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>50,000,000株</u>とする。</p> <p>第7条～第8条（現行どおり）</p> <p><u>（単元未満株式の買増し）</u></p> <p><u>第9条 当会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その所有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当会社に対し請求することができる。</u></p> <p>第10条～第38条（現行どおり）</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(定款一部変更の効力発生日)</u></p> <p><u>第6条の変更は、当社第27回定時株主総会の第2号議案に係る株式併合の効力が発生することを条件とし、平成26年10月1日をもって当該変更の効力が発生するものとする。なお、本附則は当該変更の効力が発生した日をもって削除する。</u></p>

## 第4号議案 定款一部変更の件（2）

### 1. 提案の理由

- (1) 当社の今後の事業拡大に備え、また、持株会社としての事業目的を整理することを目的として、現行定款第2条の事業の目的の追加・変更を行うものであります。
- (2) 当社は、本店所在地を現在の墨田区より本社機能の所在地である台東区に集約することにより、業務効率の効率化を図ることを目的として、現行定款第3条の変更を行うものであります。
- (3) 今後の事業拡大および経営基盤の充実強化に備えるため、現行定款18条の取締役の員数及び現行定款30条の執行役の員数を変更するものであります。

### 2. 変更の内容

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
<p>（目的） 第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。</p> <p>1. 子会社管理事業</p>	<p>（目的） 第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。</p> <p>1. <u>次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む会社(外国会社を含む。)</u>の株式を保有することにより、<u>当該会社の事業活動を支配、管理すること</u></p> <p><u>(1) 各種自動車・自動二輪車の売買・輸出入・仲介・斡旋</u></p> <p><u>(2) 自動車整備・修理に関する業務</u></p> <p><u>(3) 自動車部品・用品の製造・販売・輸出入・装着並びにそれらの仲介・斡旋</u></p> <p><u>(4) 損害保険代理業並びに生命保険の募集</u></p> <p><u>(5) 電話応対代行業務及びコンサルティング等、市場調査、宣伝及びコンサルティング業</u></p>

現行定款	変更案
<p>2. 不動産の所有・賃貸・管理、その他 附帯する一切の事業</p> <p>3. <u>その他適法な一切の事業</u></p> <p>4. <u>自動車整備・修理に関する一切の事業</u></p> <p>5. <u>自動車部品・用品の販売・輸出入・ 装着並びにそれらの仲介斡旋、その他自 動車関連品に関する一切の事業</u></p> <p>6. <u>損害保険代理並びに生命保険の募 集に関する業務</u></p>	<p>(6) <u>自動車・自動車部品・用品に関す るフランチャイズチェーンシステム による販売に関する加盟店の募集及 び指導業務</u></p> <p>(7) <u>レンタカー事業並びにそれらの仲 介・斡旋</u></p> <p>(8) <u>労働者派遣に関する業務</u></p> <p>(9) <u>中古車以外の古物の売買</u></p> <p>(10) <u>自動車関連事業者会員組織の運 営及び当該会員に対する各種商品の 販売・仲介・斡旋</u></p> <p>(11) <u>運送業務並びにそれらの仲介・ 斡旋</u></p> <p>(12) <u>自動車教習所の教習生の募集・ 仲介・斡旋</u></p> <p>(13) <u>問屋業、仲立業及び代理業</u></p> <p>(14) <u>通信販売業務</u></p> <p>(15) <u>前記各号までの活動に附帯する 一切の事業</u></p> <p>2. 不動産の所有・賃貸・管理、その他 附帯する一切の事業</p> <p>3. <u>経営コンサルティング業</u></p> <p>4. <u>企業の管理部門業務（人事・経理・ システム等）等アウトソーシング受託</u></p> <p>5. <u>金融業</u></p> <p>6. <u>前各号に付帯関連する一切の事業</u></p>

現行定款	変更案
<p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を東京都<u>墨田区</u>に置く。</p> <p>第4条～第17条 (条文省略)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、<u>11</u>名以内とする。</p> <p>第19条～第29条 (条文省略)</p> <p>(執行役の員数)</p> <p>第30条 当社の執行役は、<u>15</u>名以内とする。</p>	<p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を東京都<u>台東区</u>に置く。</p> <p>第4条～第17条 (現行どおり。ただし、第3号議案が承認可決された場合には、第6条及び第9条については第3号議案の記載のとおりとし、現行定款第9条以下の条数を1条ずつ繰り下げる)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、<u>15</u>名以内とする。</p> <p>第19条～第29条 (現行どおり)</p> <p>(執行役の員数)</p> <p>第30条 当社の執行役は、<u>25</u>名以内とする。</p>

## 第5号議案 取締役10名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（8名）は任期満了となります。つきましては、一層の経営基盤の強化・充実を図るため、指名委員会の決定に基づき、2名増員し、取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	かば た まさ ゆき 加 畑 雅 之 (昭和28年8月8日生)	昭和47年4月 不動産建設株式会社(現:株式会社不動産トラ) 入社 昭和50年9月 千代化学工業株式会社 入社 昭和54年10月 セントラル通商株式会社(現:株式会社レダ) 設立 代表取締役社長 平成21年9月 株式会社創広監査役 平成23年6月 株式会社創広代表取締役会長 平成24年8月 K A Bホールディングス合同会社 設立 代表社員(現任) 平成24年11月 当社取締役兼執行役会長 (現任) " 株式会社レダ取締役会長 (現任) " 株式会社創広取締役会長 (現任) 平成26年4月 株式会社カーチス取締役会長 (現任)	102,300株
2	とみ た けい じゅん 富 田 圭 潤 (昭和52年8月8日生)	平成12年4月 オリエント貿易株式会社(現:エイチ・エス・フューチャーズ株式会社) 入社 平成14年4月 株式会社オリエント・トラディション F X (現:株式会社外為どっとコム) 出向 平成15年5月 同社 転籍 平成16年4月 日本M&Aマネジメント株式会社入社 平成21年1月 当社執行役員 平成21年3月 株式会社カーチス代表取締役社長 平成21年6月 当社取締役 平成21年7月 当社常務取締役 " 株式会社カーチスコールセンター代表取締役社長 (現任) 平成21年12月 当社代表取締役社長 平成22年2月 当社取締役兼代表執行役社長 (現任) 平成22年6月 株式会社カーチス代表取締役会長 平成22年11月 株式会社カーチス倶楽部(現:株式会社カーチス) 代表取締役社長 〔当社における担当・委員〕 経本部長	157,200株



候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	にしむた やす お 西牟田 泰 央 (昭和31年9月24日生)	昭和54年4月 株式会社協和銀行(現：株式会社りそな銀行) 入行 平成11年11月 同行融資第一部 副部長 平成14年3月 株式会社レダ 入社 平成14年6月 同社取締役 平成15年8月 同社常務取締役 平成21年9月 株式会社創広取締役社長 平成24年11月 当社取締役兼執行役 平成25年4月 株式会社カーチス取締役 平成26年4月 当社取締役兼常務執行役(現任) 〃 株式会社カーチス常務取締役(現任) 〔当社における担当・委員〕事業本部長	103,200株
4	もり もと たか し 森 本 貴 史 (昭和50年7月9日生)	平成10年10月 株式会社ジャック(現：当社)盛岡支店 入社 平成13年5月 当社秋田支店店長 平成14年2月 当社盛岡支店店長 平成15年4月 当社北海道・東北エリアエリア長 平成18年9月 当社東北ブロック副ブロック長 平成19年4月 当社執行役員 平成20年5月 当社執行役員兼西日本事業部事業部長 平成20年9月 当社執行役員兼首都圏事業部事業部長 平成20年12月 当社執行役員兼東日本事業部事業部長 平成21年4月 株式会社カーチス代表取締役社長(現任) 平成21年6月 当社取締役 平成21年12月 当社取締役副社長 平成22年2月 当社取締役兼副社長執行役 平成24年11月 当社取締役兼執行役(現任) 〔当社における担当・委員〕事業本部副本部長	119,500株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
5	<p style="text-align: center;">ひらのただくに 平野 忠 邦 (昭和17年8月20日生) (新任)</p>	<p>昭和40年4月 運輸省（現：国土交通省） 入省 平成6年6月 海上保安庁次長 平成6年6月 社団法人日本旅行業協会（現：一般社 団法人日本旅行業協会）理事長 平成8年7月 日本貨物航空株式会社専務取締役 平成15年6月 関西国際空港株式会社代表取締役副社 長 平成21年6月 同社顧問 平成25年12月 当社顧問（現任）</p>	—
6	<p style="text-align: center;">かわむらあきら 河 村 彰 (昭和25年5月8日生) (新任)</p>	<p>昭和49年4月 野村証券株式会社 入社 平成4年6月 同社名古屋支店事業法人部長 平成10年6月 野村企業情報株式会社（現：野村証券 株式会社）取締役 平成15年2月 ミサワリゾート株式会社 出向 平成15年6月 同社常務取締役 平成17年7月 同社M&amp;A担当エグゼクティブオフィサ ー 平成17年9月 KOBE証券株式会社（現：インヴァスト 証券株式会社）顧問 平成17年10月 同社代表取締役副社長 平成19年3月 みずほ証券株式会社グローバル投資銀 行部門営業本部長中部地区担当 平成20年4月 同社常務執行役員中部投資銀行担当 平成21年4月 エース証券株式会社専務執行役員 平成21年6月 同社代表取締役専務 平成26年4月 株式会社カーチス経営戦略室室長（現 任）</p>	—

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
7	<p style="text-align: center;">はま だ たくじろう 浜 田 卓二郎 (昭和16年10月5日生)</p>	<p>昭和40年4月 大蔵省(現:財務省) 入省  昭和45年7月 新潟県三条税務署長  昭和49年7月 大蔵省主計局主査  昭和55年6月 第36回衆議院議員総選挙初当選(以降連  続4期当選)  昭和62年11月 外務政務次官(副大臣)  平成3年1月 衆議院社会労働委員長  平成3年8月 衆議院厚生委員長  平成3年11月 衆議院法務委員長  平成10年7月 第18回参議院議員選挙当選  平成11年7月 参議院予算委員会委員 財政金融委員  会理事  平成11年10月 参議院行政監視委員長  平成17年2月 弁護士法人浜田卓二郎事務所 設立  代表社員(現任)  平成24年11月 当社社外取締役(現任)  〔当社における担当・委員〕指名委員  報酬委員  監査委員</p>	—
8	<p style="text-align: center;">うち だ てる き 内 田 輝 紀 (昭和16年2月28日生)</p>	<p>昭和39年4月 大蔵省(現:財務省) 入省  平成2年7月 関東財務局東京証券取引所監理官兼大  臣官房審議官(証券局担当)  平成4年6月 大蔵省印刷局長  平成5年6月 電源開発株式会社常務取締役  平成13年4月 株式会社大阪証券取引所副社長  平成14年6月 株式会社武富士取締役副会長  平成19年2月 弁護士登録  平成19年9月 渥美総合法律事務所(現:渥美坂井法律  事務所・外国法共同事業) 入所(現  任)  平成24年11月 当社社外取締役(現任)  〔当社における担当・委員〕指名委員  報酬委員</p>	—

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
9	<p style="text-align: center;">ちば あき お 千葉 昭雄 (昭和12年4月12日生)</p>	<p>昭和47年4月 弁護士登録(第二東京弁護士会所属) 大塚功男法律事務所 入所</p> <p>昭和50年4月 千葉昭雄法律事務所 設立 代表弁護士</p> <p>昭和60年4月 千葉・大森法律事務所代表弁護士</p> <p>平成3年4月 第二東京弁護士会副会長</p> <p>平成4年4月 日本弁護士連合会常務理事</p> <p>平成15年9月 曙綜合法律事務所代表弁護士(現任)</p> <p>平成23年4月 中央大学理事</p> <p>平成24年11月 当社社外取締役(現任) 〔当社における担当・委員〕 報酬委員 監査委員</p>	—
10	<p style="text-align: center;">い こま まさる 生 駒 雅 (昭和36年5月14日生)</p>	<p>昭和59年4月 株式会社北海道拓殖銀行 入行</p> <p>昭和63年3月 鐘淵化学工業株式会社(現:株式会社カネカ)入社</p> <p>平成4年7月 大和ファイナンス株式会社 入社</p> <p>平成9年7月 三洋電機クレジット株式会社(現:日本GE株式会社) 入社</p> <p>平成10年8月 株式会社三洋倶楽部(現:株式会社エス・シー倶楽部)取締役</p> <p>平成13年6月 同社代表取締役社長</p> <p>平成16年6月 株式会社ハナテン代表取締役社長</p> <p>平成17年12月 有限会社エス・ビー・シー・コンサルティング取締役(現任)</p> <p>平成20年11月 株式会社プライメックスキャピタル社外監査役(現任)</p> <p>平成24年11月 当社社外取締役(現任) 〔当社における担当・委員〕 指名委員 監査委員</p>	—

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 社外取締役候補者に関する特記事項は、以下のとおりであります。
- (1) 取締役候補者浜田卓二郎、内田輝紀、千葉昭雄、生駒雅の各氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
- (2) 社外取締役候補者の選任理由について
- ① 浜田卓二郎氏は、会社経営に関与された経験はありませんが、長年の国会議員として培われた豊富な経験に基づく高い見識を有しており、平成23年11月、旭日重光章を受章されました。また、弁護士として高度な専門性を活かして活躍されており、当社の経営全般に助力をいただくとともに、経営に対する監視・監督機能の強化のため、社外取締役としての適切な役割を果たしていただけるものと判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外取締役在任期間は本総会終結の時をもって、1年7ヶ月となります。
- ② 内田輝紀氏は、大蔵省（現：財務省）および株式会社大阪証券取引所などにおいて培われた金融・証券その他経営全般にわたる高い見識を有しており、また、弁護士として高度な専門性を活かして金融・証券取引関係法務、コンプライアンスを取扱業務として活躍されており、当社の経営全般に助力をいただくとともに、経営に対する監視・監督機能の強化のため、社外取締役としての適切な役割を果たしていただけるものと判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外取締役在任期間は本総会終結の時をもって、1年7ヶ月となります。
- ③ 千葉昭雄氏は、会社経営に関与された経験はありませんが、第二東京弁護士会副会長や日本弁護士連合会常務理事などを歴任され、長年にわたる弁護士としての企業法務に関する豊富な経験および卓越した識見を有していることから、当社の経営全般に助力をいただくとともに、経営に対する監視・監督機能の強化のため、社外取締役としての適切な役割を果たしていただけるものと判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外取締役在任期間は本総会終結の時をもって、1年7ヶ月となります。
- ④ 生駒雅氏は、金融業界の幅広い専門知識と豊富な経験に加え、中古車業界における経営者としての経験もあるため、当社の経営全般に助力をいただくとともに、経営に対する監視・監督機能の強化のため、社外取締役としての適切な役割を果たしていただけるものと判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外取締役在任期間は本総会終結の時をもって、1年7ヶ月となります。
- (3) 社外取締役との責任限定契約について
- 浜田卓二郎、内田輝紀、千葉昭雄、生駒雅の4氏は、現在当社の社外取締役であり、当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しており、本議案が承認可決された場合は、当該責任限定契約を継続する予定であります。その概要は、社外取締役の損害賠償責任の限度額を、会社法第425条第1項第1号および第2号に定める額の合計額とするものです。
3. 取締役候補者生駒雅氏は、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として届け出ており、原案どおり選任された場合は、引き続き独立役員となる予定です。

## 第6号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である清和監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、監査委員会の決定に基づき、新たに「あらた監査法人」を会計監査人に選任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

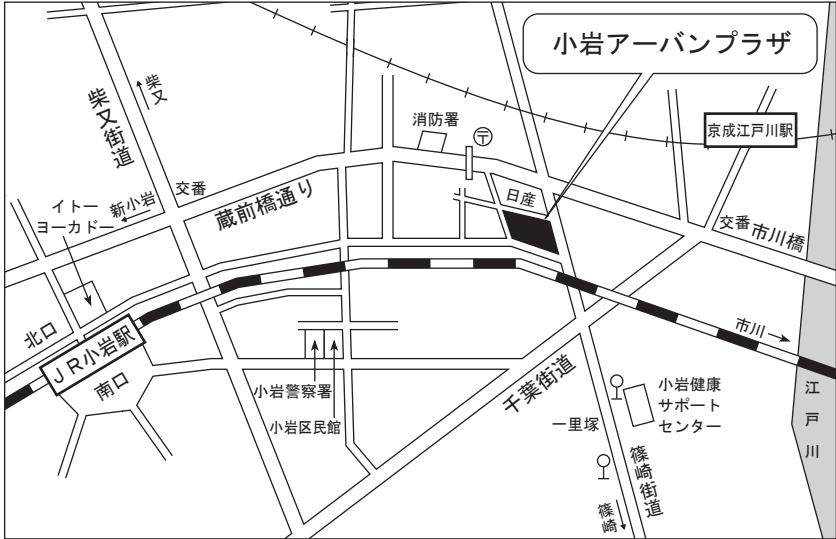
名 称	あらた監査法人	
事 務 所	主たる事務所	東京都中央区銀座八丁目21番1号 住友不動産汐留浜離宮ビル
	その他の事務所	名古屋事務所、大阪事務所
沿 革	平成18年6月	あらた監査法人設立
	平成18年7月	業務開始 現在に至る
概 要	資本金	1,888百万円 (平成25年6月30日現在)
	構成人員	
	代表社員・社員	102名
	公認会計士	735名
	公認会計士試験合格者等 (会計士補を含む)	427名
	その他の専門職	426名
	事務職	336名
	合計	2,026名 (平成25年6月30日現在)

以上



# 定時株主総会会場案内図

会場 東京都江戸川区北小岩一丁目17番1号  
小岩アーバンプラザ ホール  
電話 03-5694-8151



J R 総武線 小岩駅北口より徒歩15分

京成電鉄 江戸川駅より徒歩10分

京成バス JR小岩駅発（小72系統）

瑞江駅、一之江駅、（篠崎駅経由）江戸川スポーツランド行き

一里塚バス停下車 徒歩5分